

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 7 月 7 日

北海道経済産業局長 浦田 秀行 殿

標茶町長 佐藤 吉彦

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和に入ると国鉄釧網線や標津線の全線開通、製糖工場や製麻工場の操業開始、雪印乳業磯分内工場の完成、また昭和30年（1955年）の太田村チャンベツ地区の合併などを経て、昭和38年（1963年）に人口18,539人（住民基本台帳人口）を記録しているが、昭和30年代前半（1960年代）から日本経済が上昇に転じる中、それに伴い農村部から都市部へと労働力が流れ始め、更には製麻工場や製糖工場の操業停止などを受け、昭和59年（1984年）に11,000人台となり、平成9年（2006年）には10,000人を割っており、令和7年（2025年）3月末では6,729人となっている。

本町の産業構造は、基幹産業の酪農畜産業である農業が主であり、その他建設業、サービス小売業、飲食業、医療福祉等で構成されている。

町内の事業所はほとんどが中小企業であり、事業所数は法人化が進む農業においては増加傾向にあるものの、その他の産業においては減少傾向が続いており、産業全体としては、人口減少による消費低迷、経営者の高齢化・後継者不足による担い手不足等の厳しい状況に直面している。

このような中、本町では町内の中小企業に対する先端設備等の導入支援など、労働生産性の向上を図る取組を促進し、地域経済の維持・発展に寄与することが必要となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内事業者等の先端設備等の導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間内に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率が3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備の種類については、町内事業所等の労働生産性の向上に資する幅広い取組を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種については、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月30日～令和9年7月29日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。